

浦 監 第 287 号
令和 4 年 10 月 14 日

浦安市監査委員 町 田 清 英

浦安市監査委員 大 塚 修 平

浦安市監査委員 西 川 嘉 純

浦安市職員措置請求に基づく監査の結果の公表について

地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき、令和 4 年 8 月 16 日に提出された浦安市職員措置請求について同条第 4 項の規定により監査を実施したので、その結果を別紙のとおり公表します。

浦安市職員措置請求に係る監査の結果

第1 請求人

浦安市職員措置請求の請求人は、次のとおりである。

住所・氏名 省略

第2 請求の受理

令和4年8月16日、浦安市監査委員に対し、地方自治法(以下「法」という。)第242条第1項の規定に基づき浦安市職員措置請求書(以下「措置請求書」という。)が提出され、これを収受した。

収受した措置請求書について、要件審査を行ったところ、措置請求書の一部に補正が必要な個所が認められたことから、監査委員は請求人に補正を求めた。

この結果、請求人から適正な補正が行われたことを踏まえ、監査委員は、令和4年8月22日付けで本措置請求書を受理した。

第3 請求の要旨

措置を求める理由

浦安市長(以下「市長」という。)は、2003年以来、浦安市緑化活動支援事務取扱要領(以下「要領」という。)において緑化活動支援事業を実施し、資材を緑化活動団体に支給するために公金の支出を続けている。一例をあげれば、2022年5月6日に金81,455円を資材購入費として支出命令書が決裁されているが、このうち、芝桜苗分は緑化活動支援事業分である。

要領は、浦安市みどりを育てる条例(以下「条例」という。)に依拠しているが、条例は「みどり(樹木をいう。)」と樹木に限定した条例である。緑化活動支援事業は「草花」に係わる支援事業であり、条例の対象外である。

条例対象外の事業に対して長期間公金が支出され続けていることは不当である。

よって、「浦安市緑化活動支援事業への公金の支出の差し止め」を市長に勧告することを請求する。

なお、「条例の改訂等必要な対応を行うことを市長に勧告すること」について記載されていたが、措置請求の対象は、違法・不当な個別の財務会計上

の行為等（本件の場合、不当な支出）を対象とするもので、その背景にある条例の改訂等は監査の対象外であるため、その旨を請求人に伝え、これについては受理前に却下とした。

（添付書類）

- 事実証明・「国土緑化の二十年のあゆみ」（1970.6）の一部
徳川宗敬 農学博士、国土緑化推進委員会理事長
- ・「浦安町誌上」（1959.12.1）の一部
- ・浦安市みどりを育てる条例
- ・昭和53年3月議会会議録の一部
- ・広報うらやす第177号
- ・浦安市緑化活動事務取扱要領（2003.4.1）
- ・令和4年度一般会計支出負担行為伺兼出命令書
伝票No.HN332200030の写し、請求書（2022.4.18）の写し

第4 監査の実施

1 監査対象事項

職員措置請求書に記載されている事項を証する書面及び請求人の陳述内容から、次の事項について監査を実施した。

請求人は条例は、「みどり」を樹木に限定した条例であり、条例に依拠している要領における緑化活動支援事業については、「草花」にかかわる支援事業であることから条例の対象外で、この支援事業のための支出は不当な支出であると主張している。

このことから、条例が樹木に限定した条例であるのか、条例の対象外の事業にかかる支出について差し止めの必要があるかを監査の対象事項とした。

2 監査対象部局

都市整備部 みどり公園課

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人の陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、令和4年9月7日に市の関係職員の立会いのもと、

請求人から請求内容についての補足説明が行われた。

また、請求人から、次のような新たな証拠の提出があった。

(提出された書類)

- ・ 市長への手紙の回答について(受付番号 210552)
「件名：緑化活動支援事業は浦安市みどりを育てる条例に違反」
- ・ 市長への手紙の回答について(受付番号 210813)
「件名：浦み第 922 号について」

4 監査対象部局への監査

令和 4 年 9 月 7 日から令和 4 年 9 月 12 日にかけて、監査対象部局に対し、措置請求書の内容に係わる事項について、文書照会による回答の提出を求めるとともに、措置請求書の内容に係る関係書類の提出を求め、監査を行った。

第 5 監査の実施内容

1 請求人の陳述

請求人の陳述の概要は、次のとおりである。

条例は樹木に関する条例であり要領の第 1 条の目的には「条例第 1 条に基づき」とされている大原則があり、条例の定める範囲の中で事業を行うもので、条例を逸脱した事業を行うことは、認められない。

しかし、要領では、地域コミュニティの形成の一助となる緑化活動、広く市民を対象とした緑に対する催し等の推進という 2 つが目的とされており、広く市民を対象とした緑に関する催し等というのは、この緑を樹木と見れば、その部分は構わないが、地域コミュニティの形成の一助となる緑化活動ということが入っている。この緑化活動の中身が要領では、樹木ではなく草花となっている。

これは、条例に基づいていないものが、この事業に含まれていることになる。

さらに条例第 1 条には「みどり（樹木をいう。）を育成し」とあり、対象を樹木としているが、緑化活動支援事業は草花を対象にしており、条例に基づいておらず、第 9 条（3）その他市長が必要と認めたものに、草花を植えるというのはあたらない。

条例対象外の事業に対して長期間公金が支出され続けていることは不当であり、「緑化活動支援事業への公金の支出の差し止め」を市長に勧告する

ことを請求する。

2 事実の確認

本件監査に係る事実関係について、監査対象部局の説明を求めるなど確認した結果は、次のとおりである。

(1) 条例において、「みどり」は「樹木をいう」とされているが、第1条に基づく緑化活動支援事業において、緑化活動に必要な草花の種・苗を支給している理由について

条例第1条は、「積極的にみどり（樹木をいう。）を育成し、その保護に努力する」ことを目的の一つとしつつも、一方では「良好な市街地の環境を整え『緑あふれる海浜都市』の建設を図る」ことも併せて定めており、特に都市部での緑化環境は、限られた空地の中で樹木だけに限らず、地被植物や花卉（主に観賞用の花が咲く草）を取り入れることも重要な緑化と考えている。このことから規定する内容自体、適用対象は必ずしも樹木に限定することなく、広く緑化環境の推進を図ることを含むものである。

第1条の目的を踏まえ定められている第2条以降において、「みどりの保護」とは別に「緑化の推進」「緑化推進」との表現もされており、地被植物や花卉による緑化についても条例の適用が前提である。

緑化活動支援事業は、第9条において（3）その他市長が必要と認めたものによる事業で、第1条の「良好な市街地の環境を整え『緑あふれる海浜都市』の建設を図る」という目的に基づき「良好な市街地の環境形成や環境美化並びに地域コミュニティの形成の一助となる公共花壇区域における緑化活動及び広く市民を対象とした緑に関する催し等を推進する」ことを目的とし、住民等の自主的な緑化活動に資するための事業で、地被植物や花卉も支給しているとのことであった。

(2) 『緑あふれる海浜都市』について

1973年の「浦安町総合開発計画書」において、急激な人口増加に対応することが課題であり、「将来の姿」として住みよい住宅都市として「緑あふれる海浜都市」を建設することが計画されている。

「緑あふれる海浜都市」の建設のためには、必要な環境条件を整えた都市生活様式を指向する街となる必要があり、その中で、「あらゆる地域に緑化を進め自然的要素の保存を図る」こと、「快適な生活環境を作るため、道路、上下水道、公園緑地等の整備を図る」ことが掲げられていた。

(3) 緑化について

請求人の主張では、「緑化とは「植樹」であり、草花を植える意味はない。」とのことであるが、国土交通省 2005 年 6 月発行の「あなたの街の緑化を進める制度（都市緑地法に基づく制度の手引き）」によれば、「緑化」とは、「地面や人工的に造った植栽基盤を、樹木や地被植物で覆うこと。」とされており、「地被植物」とは、「シバ、クローバーなどの草本やササ類、シダ植物、コケなど、地面を低く面的に覆う植物」とされている。

第 6 監査の結果

1 主文

本件請求には理由がないものと判断し、棄却する。

2 理由

請求人は、条例は適用対象を樹木に限定したものであり、要領は条例第 1 条に基づくものである以上、樹木以外の草花の苗を支給することは対象外の事業で、その公金の支出は不当であると主張している。

そのため、条例は樹木に限定した条例であるのか、緑化活動支援事業における支出が不当な支出にあたるのかについて監査した。

第 1 条は「積極的にみどり(樹木をいう。)を育成し、その保護に努力すること」を目的の一つとしつつも、一方では「良好な市街地の環境を整え」「緑あふれる海浜都市」の建設を図ることも併せて定めていることや、第 1 条の目的を踏まえた第 2 条以降において、「みどり(樹木)の保護」のほか「緑化の推進」「緑化推進」との表現もされている。

「緑あふれる海浜都市」の建設については、1973 年の「浦安町総合開発計画書」において、急激な人口増加に対応するため、将来の姿として「緑あふれる海浜都市」を建設することが計画され、「緑あふれる海浜都市」の建設について、樹木に限定された整備と解することはできなかったことから、第 1 条については、樹木に限定したものと認められないと判断した。

請求人は事実証明書において「緑化」についても「植樹」を意味しており、草花を植える意味はないと主張しているが、一般的に「緑」は、広く植物全般であり、「緑化」については、国土交通省 2005 年 6 月発行の「あなたの街の緑化を進める制度(都市緑地法に基づく制度の手引き)」によれば、「地面や人工的に造った植栽基盤を、樹木や地被植物で覆うこと。」とされており、「地被植物」にはシバ、クローバーなどの草本が含まれるとされて

いる。

また、条例制定の際の町議会の会議録では、狭隘な場所の確保しかできない工場緑化の答弁の中で、当時の助役が「タナを作って花を置くことも、これはみどりの一部でございます。」と発言している。

これらのことから、条例は樹木に限定した条例とは認められず、緑化活動支援事業における支出は不当な支出であるとは認められないと判断した。